

# 非特定視聴履歴の適正な取扱いのための 自主ルールの検討状況

2021（令和3）年4月26日

弁護士 牧田潤一郎

## 用語の定義

視聴関連情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報（視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。）</li> </ul>
個人情報	視聴関連個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>視聴関連情報のうち、個人情報(特定の個人※1を識別できるもの)に該当するもの。※2</li> </ul>
	視聴履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>視聴関連個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。</li> <li>なお、この情報により視聴した放送の受信の契約者等が誰なのか(特定の個人)が識別できれば良く、実際に視聴した者(契約者の家族のうち、誰が実際に視聴したのか等)が個別に特定される必要はない。</li> </ul> <p>(視聴の都度、個人情報の提供に関して同意する場合を除く。)</p>
個人情報以外	非特定視聴関連情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの。※2</li> </ul>
	非特定視聴履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。</li> </ul>

※1 特定の個人: 視聴関連個人情報、視聴履歴について「特定の個人を識別できる」とは、契約者情報等に紐付くことにより特定の放送受信者等が識別されれば足り、実際に視聴した者が特定される必要はない。

※2 特定の個人に紐付かない情報であっても、例えば同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である(容易照合性がある)場合には、個人情報として取り扱われる。

放送を巡る諸課題に関する検討会  
 視聴環境分科会  
 視聴者プライバシー保護ワーキンググループ  
 「認定個人情報保護団体の指針等において  
 検討が望ましい論点 取りまとめ」  
 (平成29年6月) から引用

# 自主ルール検討の背景

- 放送受信者等の視聴に伴って収集される視聴関連情報は、視聴者ニーズに対応した新たなサービス（視聴履歴や視聴者属性を利用した視聴者の好む番組作りや番組編成等の実施、視聴者の好みに合った番組のリコメンド、視聴者の好みに合った広告の提供等）を生み出す有用性の高いビッグデータとして、ニーズが高まっている。
- 他方、放送は、長い間基本的には一方向のサービスであったため、視聴関連情報がインターネットを通じて事業者に取得されることは、一般の視聴者には予測しづらく、また視聴関連情報から個人の趣味・嗜好を推測しうるため、プライバシーへの配慮が求められる。
- 視聴関連情報のうち、個人情報に該当する視聴履歴の取扱いについては2017（平成29）年に総務省「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」及びSARC「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」で一定のルールが定められたが、個人情報に該当しない非特定視聴履歴は、上記ガイドラインにおいて業界団体等の自主ルールとして定めることにより、プライバシーに配慮した自主的な取組がなされることが望ましいとされた。

# 自主ルールの検討方法

- マルチステークホルダープロセス

放送分野における認定個人情報保護団体である一般財団法人放送セキュリティセンター（SARC）等を事務局とし、有識者、民間地上放送事業者、テレビメーカー、有料放送事業者、放送関連団体を構成員とする「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」において、様々な視点から議論を行う。

- プライバシー影響評価

具体的な利用例ごとに取り扱われるデータ種別とその流れを分析し、放送分野におけるデータの取扱いであることに配慮しつつ、利用の流れに沿って各段階におけるプライバシー保護等の観点から留意点と具体的対応を定める。

# 検討経過

- 2018（平成30）年5月から2021（令和3）年3月まで  
合計18回の会議を開催
- 検討した結果は「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス」としてSARCのウェブページで公表
  - ver. 1.0 2019（平成31）年3月
  - ver. 2.0 2020（令和2）年7月
  - ver. 2.1 2021（令和3）年4月

# 検討の視点（私見）

- 特定個人を識別できない状態の確保
- 透明性（視聴者に対するデータの取扱いについての分かりやすい説明）の確保
- オプトアウトの機会（データの取得又は利用の可否を視聴者が容易に選択できる手段の提供）の確保
- 個人情報を含まないデータの取扱いであってもプライバシーへの配慮
- 視聴者の安心・安全の確保

# ルールの大枠

- 1 ユースケースの概要と留意点（具体例は後述）
  - ・ケース1 分析・レポートニング
  - ・ケース2 リコメンド（番組等）
  - ・ケース3 リマーケティング（広告等）
- 2 視聴者の理解促進のための対応
  - 視聴者への通知の方法と内容（オプトアウトの方法を含む）を定める。
- 3 非特定視聴履歴の管理に用いる識別子（ID）の運用に関する事項
  - IDから特定個人が識別されるリスクを低減する措置を定める。
- 4 共同で利用するための対応
  - 利用範囲、告知及びオプトアウトの方法、問い合わせ対応を定める。
- 5 個人情報と非特定視聴履歴を両方取り扱う場合の対応
  - 具体的事例において個人情報との容易照合性を排除するための組織的・技術的措置、認められない事例等を定める。

# ルールの具体例① 分析・レポートニング

- ユースケースの概要

視聴者の特性を把握した上での番組の制作・編成、マーケティングデータとして提示した上での営業活動又はCM出稿の効果検証を目的として、放送局において取得する非特定視聴履歴及び個人情報を含まないWeb閲覧データ、調査会社・データ会社から提供される個人情報を含まないパネルデータ（性別・年齢・居住都道府県・興味関心・IPアドレス等）をIPアドレス等をもとにマッチングし、分析・レポートニングをした上で、結果を広告主に提供する。

# ルールの具体例① 分析・レポートニング

- 留意点と対応の例（一部要旨）

- ◇ データ取得段階

- ・ 取得データに個人情報が含まれていないか注意し、個人情報の容易照合性クリアランス基準（次頁）に従った管理を行う。
- ・ 視聴者に対して、取得するデータの利用目的、オプトアウトの方法、データの保存期間等が適切に伝わるようにプライバシーポリシー又は利用規約に明示する。

- ◇ データマッチング段階

- ・ 調査会社・データ会社から提供されるパネルデータについて、放送局側で個人情報の推定ができないよう、IDの変換方法について契約等で規定し、変換済のデータのみを受領する。

- ◇ 提供段階

- ・ 広告主側のデータとマッチングされても特定個人を識別できないよう、集計結果のみを渡し、生のデータは提供しない。

- 個人情報の容易照合性クリアランス基準

以下の項目において、個人情報と非特定視聴履歴は、別々の取扱部門が独自に取得したものであることを前提とする。

- 個人情報を取り扱う場合には、厳格に取り扱う運用がされている
- 個人情報を取り扱う部署と、非特定視聴履歴を取り扱う部署が明確に分かれている
- 同じ担当者、同じ責任者が、個人情報と非特定視聴履歴の双方にアクセスできない
- 個人情報にアクセスできる者が、1) システム上、2) 社内ルール上、限定されている
- 非特定視聴履歴にアクセスできる者が、1) システム上、2) 社内ルール上、限定されている

オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス (ver. 2.1) から引用

# ルールの具体例② リコメンド（番組等）

- ユースケースの概要

放送局が、放送局において取得する非特定視聴履歴及び個人情報を含まないWeb閲覧データ、DMP事業者（様々なサーバに蓄積されるデータを一元管理・分析し、広告投資を最適化していくためのツールを提供する事業者）から提供される個人情報を含まないDMP提供データ（性別、年齢、居住都道府県、興味関心、IPアドレス、広告用ID（スマートフォンやタブレット端末のアプリで採用される広告用の端末識別IDや、ブラウザごとに付番されるCookieID））をもとに一定の番組やCMを見た一定の属性の視聴者の広告用IDを抽出し、その広告用IDをDSP事業者（オンライン広告において広告主側の広告効果の最大化を支援するツールを提供する事業者）に業務委託のもとで提供する。

その後抽出済み広告用IDに基づき、DSP事業者から、視聴者のWeb端末（スマートフォン、PC等）へ、番組宣伝の広告を配信する。

# ルールの具体例② リコメンド（番組等）

- 留意点と対応の例（一部要旨）
  - ◇データ取得段階：分析・レポートニングと同様であるが、特にクロスデバイストラッキングについての説明を適切に行う。
  - ◇広告用ID抽出段階
    - ・放送局内又は委託管理基準（次頁）・個人情報の容易照合性クリアランス基準に適合した事業者へ委託する。
    - ・要配慮個人情報の推知につながる分析をして広告用IDを抽出しない。
  - ◇広告配信段階
    - ・配信に関与する事業者（DSP・SSP（オンライン広告において広告枠の販売の効率化や収益の最大化を図るための機能）・アドサーバー（配信する広告の掲載面や広告の選択等とコントロールする機能）を運営する事業者）は放送局の管理下にある（資金面、人事面で強い影響を持つ等して、データの取扱い状況を適切に監督できる）事業者に限定する。
    - ・DSP事業者へ提供するデータは、視聴者の属性が含まれない抽出済み広告用IDとクリエイティブ（広告として表示される制作物）のみとし、広告用IDの抽出条件はDSP事業者へ提供しない。
    - ・配信する広告は自主的に定める審査基準に従った内容とする。

- 委託管理基準

適切にデータ管理を行いうる事業者を選定し、次のとおり契約上義務付けを行うとともに、データの取扱い状況を監督する。

- 第三者へのデータ提供の禁止
- 安全管理措置の実施
- 個人情報との紐付けの禁止
- 目的達成後の非特定視聴履歴等の速やかな廃棄等、適切な措置をとること
- 提供を受けたデータの複製の禁止（利用目的の達成のために複製することは除く）
- 目的外利用の禁止（クリエイティブから属性等を推知する等）

オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス（ver. 2.1）から引用

# ルールの具体例③ リマーケティング（広告等）

- ユースケースの概要

放送局が、放送局において取得する非特定視聴履歴及び個人情報を含まないWeb閲覧データ、DMP事業者から提供される個人情報を含まないDMP提供データ（性別、年齢、居住都道府県、興味関心、IPアドレス、広告用ID）をもとに、一定の番組やCMを見た一定の属性の視聴者の広告用ID（放送された非特定視聴履歴の取扱いに関する告知番組を複数回視聴済みとして記録されたもののみ）を対象として抽出済み広告用IDを抽出し、その広告用IDをDSP事業者に業務委託のもとで提供する。

その後、抽出済み広告用IDに基づき、DSP事業者から視聴者のWeb端末（スマートフォン、PC等）へ、関連する商品・サービス・企業等の広告を配信する。

# ルールの具体例③ リマーケティング（広告等）

- 留意点と対応の例（一部要旨）
  - ◇データ取得段階：リコメンド（番組等）と同様。
  - ◇広告用ID抽出段階：リコメンド（番組等）と同様。
  - ◇広告配信段階：リコメンド（番組等）と同様。
    - ・ 広告主は放送局を通じてDSP事業者に広告配信を発注する。
    - ・ 委託管理基準に従い、広告配信後に抽出済み広告用IDとクリエイティブが委託先で消去されるようにする。
    - ・ インターネット上の広告又は配信媒体上で、非特定視聴履歴を利用した広告であること、オプトアウト方法（非特定視聴履歴の取得及び非特定視聴履歴をもとに配信された広告の表示を停止する方法）を、視聴者が理解しやすいように案内する等の手段をとる。

# 今後の検討課題

- 放送局が収集した非特定視聴履歴について、視聴履歴の取扱いの同意（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン35条1項）を得て、第三者に提供し、当該第三者において個人情報と紐づけて視聴履歴として取り扱うことが検討されている（次頁の図を参照）。
- このケースは、令和2年に改正された個人情報保護法との関係では、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される時（法26条の2第1項）に該当し、提供者において、あらかじめ同意の取得の確認を要するものと考えられる。
- そこで、自主ルールの具体的な検討のため、上記ケースのように非特定視聴履歴を第三者に提供して視聴履歴として取り扱うに際しての具体的な同意の取り方、同意の確認の方法等が、上記ガイドライン及びSARCの個人情報保護指針にて明確にされることが望まれる。

非特定視聴履歴

視聴者

・非特定視聴履歴  
・特定化同意フラグ  
(同意したテレビのみフラグあり)



特定化に同意



QRコードにより、  
スマートフォン等にテレビの  
識別子を通知

視聴履歴



個人情報の  
取得同意

・個人情報  
(メールアドレス等)

事業者A(放送局各社)

非特定  
視聴履歴

集約を担う業務委託先

非特定視聴履歴  
の共通運用

非特定  
視聴履歴

非特定  
視聴履歴

特定化同意フラグありの  
非特定視聴履歴のみ  
コピーしたデータを送信

事業者B

事業者Bの自社事業

個人情報

視聴履歴を運用  
(メールアドレス  
等が含まれる)

視聴履歴

データ照合

オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス (ver. 2.1) から引用